

## 予算特別委員会記録

○開催日 令和7年9月11日 午前9時30分～午前11時47分

○場所 議場

○出席委員

2番 下竹芳郎 副委員長	3番 辻本貴志 委員
4番 上迫正幸 委員	5番 水野正子 委員
6番 立石幸徳 委員	
9番 祢占通男 委員	10番 平田るり子 委員
12番 吉嶺周作 委員	議長 真茅弘美

○欠席委員

7番 豊留榮子 委員	11番 橋口洋一 委員長
------------	--------------

### 【議題】

議案第58号 令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

議案第59号 令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

### 【審査結果】

議案第59号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第60号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第61号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第62号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

### △議案第58号 令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）

○副委員長（下竹芳郎） ただいまから本日の予算特別委員会を開催いたします。

本委員会に付託された案件は、補正予算5件であります。

まず、議案第58号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、議案第58号中、第2条の南薩木材加工センターの損失補償に係る債務負担行為補正については、先日、9月5日に開催した予算特別委員会において、あした9月12日の午後2時から、同センターの職員を参考人にお呼びして審査を行うことが決定しております。

したがって、本日の議案第58号の審査は、そのことを踏まえて審査していただき、参考人にお尋ねする項目以外の補正予算に係る部分について、質疑が出尽くした段階で一旦保留し、その後はほかの4件の補正予算の審査に入り、採決まで行いたいと考えておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

それでは当局に説明をお願いいたします。

○財政課長（田代勝義） 議案第58号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億7,530万5,000円を追加し、予算総額を156億1,580万円にしようとするもので、当初予算額より5.3%の伸びとなります。

債務負担行為の補正は、株式会社南薩木材加工センターの運転資金1億円の借入れに係る損失補償の追加によるものです。

地方債の補正は、補助災害復旧事業の追加及び過疎対策事業ほか1事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、危険空家等対策経費、令和6年度決算剰余金の財政調整基金への積立、ふるさと応援基金積立金、生活保護費など令和6年度の事業費確定に伴う国県支出金等精算返納金、障害者自立支援給付費、食の自立支援事業、保育所等給食支援事業、降灰防止・降灰除去施設等整備事業補助、地区道舗装等補助、消防庁舎管理費、防災行政無線管理費、6月8日から11日にかけての豪雨により発生した、農地災害にかかる補助災害復旧事業などをお願いしております。

なお、今回の補正財源につきましては、繰越金5億0,598万円、繰入金3,522万2,000円、県支出金1,719万円、市債1,440万円、国庫支出金190万2,000円、財産収入ほか88万2,000円の増と、諸収入27万1,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたが、審査ほどよろしくお願ひいたします。

○副委員長（下竹芳郎） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましてはページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について簡潔な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○5番（水野正子） 補正予算書の末尾ですけど、1の危険空家対策経費ですが、調査をされて空き家は何件あったのかお聞かせください。

○総務課参事（平田寿一） 空き家の調査につきましては、今月契約を結んでこれから実態調査に入るところです。

前回、平成28年に調査をしたときには1,083棟という数字が出ておりますが、以前も答弁しましたが、今回の調査で1,400から1,500棟ぐらいの空き家があるのではないかというふうな話も聞いておりますので、そういう部分について調査を行っていきたいと思っています。

○5番（水野正子） 市民の方からですね、枕崎のロータリーですか、東本町の今何か対策されている黒いものが置いているあそこなんんですけど、あれは指宿のほうから枕崎に入ってくるとき一番要の場所なんだけど、あそこがあんなふうになつているとちょっとがっかりされるんじやないかっていう話を聞いたことあるんですけど、あれはどうにか持ち主にお願いとかできないんですかね。

今後どのような対応が取れるのかお聞かせください。

○総務課参事（平田寿一） 東本町のロータリー近くの空き家を管理している県外の方ですけど、先月も電話でその対応についてお願いをしたところです。

敷地内に2棟の空き家がありまして、あと周囲を石垣というか大きなブロックで囲まれているんですけども、解体費用が数百万円かかるということで、大きなお金が動いたりすることから、管理している方もなかなかそういった部分もあって解体が進んでいないというような状態です。

管理をしている方の親族の方にも先月、電話でお願いして何らかの対応ができないかということで、一定の期間を置きながら、管理、対応についてお願いをしているところです。

○5番（水野正子） 早めに対応することが大切だと、いろいろと農地なども見ていて思うので、そのところよろしくお願いします。

○総務課参事（平田寿一） 先ほど答弁が漏れておりましたけど、そこの空き家につきましては、大きな石で積んだ塀が損壊して倒れてくる可能性があることから、県の振興局のほうで大型の黒い土のうを置いて、応急的な対応をしているところなんですけれども、またその中にある空き家も結構損壊が進んでおりますので、今後、これ以上の大きな危険性があると判断したときには、また市でもそういう緊急・応急的な措置を検討して対応していきたいと考えております。

○10番（平田るり子） 説明資料6の食の自立支援事業についてです。

この内容が少し分からぬんですが、何の補正になりますかね。

○長寿介護課長（川野優治） ひとり暮らしの高齢者等で家庭において健全な食生活を営むことに支障のある者に対し、食生活の改善と健康増進を図り、その者の自立した生活を支援するため、福祉給食サービスを枕崎市社会福祉協議会に委託しているところです。

今回の補正につきましては、令和6年度の福祉給食サービス事業の収入と支出の差額分についてお願いするものです。

例年、前年度分精算につきましては、9月補正で対応しているところです。

○10番（平田るり子） 下の7については、物価高騰に対しての補填がされているんですが、ここはそういう物価高騰の影響はないんでしょうか。

○長寿介護課長（川野優治） 今の質問は食の自立支援事業のこととてということでよろしいですか。——物価高騰の関係もございますので、収入と支出の差額分となりますので、食材とか高騰すれば、その分だけ精算額が上がる形になっているところです。

○10番（平田るり子） こういった福祉サービスの同じような民間の事業というのは、ここは足りているんですかね、それともやめるところとかあるのか、その部分まで分かれば教えてください。

○長寿介護課長（川野優治） 今、議員がおっしゃるのはワタミとかそういうものだとは思いますが、その分については、こちらのほうは現段階では把握していないところです。

○10番（平田るり子） そもそもですね、ここは民間では馴染みのかなっていう素朴な疑問がありまして、少しお尋ねするところでした。

民間であれば市から補正することもないのかなというところで少し気になった点だったので、この給食サービスっていうのは、足りなければ、やはりこうやって市も協力しなければならないと思いますが、ここはまたサービスも要らなくなるとか、増えて足りないんだというそういう状況もしっかり把握していただければと思います。

○12番（吉嶺周作） 現在、この福祉給食を取っている方は何名ぐらい本市におられるんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 6年度の対象者で申しますと312人になります。

○12番（吉嶺周作） それは近年の推移でいうと増えているんですか、減っているんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 65歳以上の高齢者につきましては、令和3年度からピークが過ぎておりますて、人口も減っておりますので、若干減っている状況にあります。

○12番（吉嶺周作） 福祉給食を取っている方へ家まで配達をすると思うんですけど、本人の安否確認とかもなされていると思うんですが、いなかつた場合はどうなるんですかね。本人が病院だったり、留守をしているときには給食はどうなるんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 配達の際にいらっしゃらなかつたりするときには、メモ等を残しておいていくんですけど、あと数時間たってから確認とかはしているようございます。

○12番（吉嶺周作） それから全国で言いますと、年間孤独死が7万6,000人、孤立死、8日以上たってから発見される方が2万2,000人と出ているんですけども、本市の場合はどういう状況にあるんですか、孤独死、孤立死というところでは。

○長寿介護課長（川野優治） はっきりとした数字は今持ち合わせていないのですが、今年、数か月たってから発見されたケースがございました。

私が把握している限りでは、年間に2人とか3人とか、そういう数字で推移していると思っているところです。

○12番（吉嶺周作） その辺もしっかりと今後目配りをしていただきたいとお願いをしておきます。

○9番（禰占通男） 今の関連で、配食の人数ですが、今312名、これが一番多かったときは何名ぐらいなんですか。そういうのは同じような人数で推移しているんですか。

○長寿介護課長（川野優治） 過去の推移については今ちょっと資料を持ち合わせていないところですけれども、先ほども答弁いたしましたが、65歳以上の高齢者が令和3年度をピークに減少しておりますので、今後につきましては、なだらかに減少していくものだらうと推測しているところでございます。

○9番（禰占通男） この末尾の防災行政無線管理費のうちの23ページの災害対策費で出ている新型受信機等の導入で1,190万円出ているんですけど、新型になる前の機種っていうか、機器は何年前に導入して、今回、これで更新なんですか。

○総務課参事（平田寿一） 前回、その受信機を交換したのは平成30年になりますので、7年前になります。

○9番（禰占通男） そうすると、平成30年に導入する前のやつは何年使ったんですか。

○総務課参事（平田寿一） そこは確認ができておりませんので答えることができないです。

○9番（禰占通男） このデジタル機器ですよね、うちが消防が単独になるということで、そして消防本部にはうちからもう4名ぐらい出向しないといけないということだったんですけど、そのときいろいろ調べまくった結果、デジタル機器は約10年でもう終わると、10年ごとに買い換えていかないと。これはただの受信機ですから、送受信機とかそこら辺までいったら、どのぐらいかかることになるんですかね。

○総務課参事（平田寿一） 今10年という数字が出てきたんですけど、業者に聞く限りでは、大体5年を超えると、そういう故障が頻繁に出てくるということで、国からの文書とかにも導入から5年以上が経過し、構成部品の老朽化等に伴う故障件数が増加しているということに伴って、新型の受信機に更新をしなさいということできております。

○9番（禰占通男） 結局、今参事のほうから答弁がありましたけど、5年置き、そうするともう下手するとこの倍のお金はずっとかかっていくということですね。送受信機に加えていった

らどうなんですか。

○総務課参事（平田寿一） 今日は、その新型受信機だけではなくて、ほかにも、それに付随する機器、パトライ特であるとか、操作用のノートパソコン、無停電電源装置、新型の自動起動装置の内容を表示するパソコンと、そういったほかの機器も入っておりますので、このような金額になっております。

○9番（禰占通男） これ地方債になっていますけど、もう全部手持ちで出さないといけない、補助とかはないんですね、防災関係とかそれで。

○総務課参事（平田寿一） 特に補助はなくて、その緊防債の活用を国が推進しております。

当初は令和7年度から8年度にかけて更新をしなさいということだったんですけど、その緊防債の適用が一応令和7年度までとなっていることから、更新されるかどうかは今の時点では分かりませんけれども、国は7年度のうちに更新に着手してくださいというふうになっています。

あと、緊防債を活用することで、対象事業費の70%が交付税措置されることになっております。

○9番（禰占通男） もう一点、11ページの保育対策総合支援事業というのがあるんですけど、保育所等におけるICT化推進事業、ネットワークに関することだと思うんですけど、具体的にはどういうことなんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） お尋ねの11ページの国庫補助金の児童福祉費補助金の中の保育対策総合支援事業についてお答えいたします。

こちらは、保育所の周辺業務や補助に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援する事業の国庫補助分になります。今年度補助金交付要綱が示されたことから、今回予算計上をするものでございます。

○9番（禰占通男） 内容的にはどういうことをやるの。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 内容は、先ほど申し上げました保育所の業務の中のうち、保育に係る計画・記録に関する機能や、園児の登園、降園の管理に関する機能、保護者等の連絡に関する機能等を備えたシステムの導入になります。

○9番（禰占通男） これっていうのはもう結局、役所の担当課とか、それと連携できるということですか。連携して活用するということですか。それとも、これ備えた保育所が運営にするだけの利用するということですか、どうなんですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 各施設での単独での運用になります。市役所と各施設保育園等を結ぶものではないところでございます。

○9番（禰占通男） 分かりました。

あともう一点ですけどね。19ページの民生費の中の児童クラブ設置育成の部分が600万円減額になっているんですけど、これについての減額の原因というのは何でしょうか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 市内には幾つか児童クラブのほうがございます。

その各施設の中で、それぞれの事業の中で増減のほうが出てきております。その増減の部分と、1つの事業所において、新たに児童クラブの開設の見込みで計上しておりましたが、有資格者の確保等で、新規の開設が現時点で難しいことになったことに伴って、その部分の減額という形になっております。

○6番（立石幸徳） 空き家解体のですね、今度の件数は何件を予想されているんですか。

○総務課参事（平田寿一） 13棟を想定しています。

○6番（立石幸徳） 私は一般質問で空き家と関係する空き地のこといろいろお尋ねをさせていただきまして、空き家解体がいろんなあちこちで進む過程ですね、市民から、補助額、限度額30万円ということについてですね、例えば300万円の解体工事であっても最高限度30万円、100万円とかそういう工事の全体額が大きくて少なくともですね、限度額が一定している。そ

の件を以前、参事のほうにもう大分前になると思うんですけど、この辺について何か検討しているかということを言うと、検討中であるという答弁をいただいたかと思うんですけど、その検討の結果といいましょうか、それは結論が何か出たんですかね。

○総務課参事（平田寿一） 結論はまだ出ていないんですけれども、県内のそういった危険空家等の解体の補助の状況とかをいろいろ調べてみているところでした。

県内の状況におきましても、補助率が30%とか、あるいは3分の1で30万円が上限と、うちと同じぐらいの補助をやっているところが16市5町ありました。県内のほとんどが大体同じレベルで補助をしているところなんんですけど、町によっては、補助率が格段に上がったりしているところもあります。

特に離島の空き家の解体補助については、50%で50万円を上限とするとかいうのが結構多いんですけども、そんな中で、曾於市が補助率は30%ですが、先ほど委員が言われたように、解体の事業費によって上限額を分けている市もありましたので、そういうやり方もあるんだなということで参考にはしているところでした。

○6番（立石幸徳） なかなか難しい課題だと思うんですね。というのが今までの実績がありますので、補助のやり方を変えると、当然、従前の方々からのクレームといいましょうか、いろんな声が出てくるおそれがありますのでね。ただその辺は真摯に市民の声を聞いていただいてですね、まだ継続しているみたいですので、いい結果が出るように期待しております。

それから、私は別件で債務負担行為の件でしばらく幾つかお尋ねをさせていただきます。

資料もたくさん提出いただきまして、非常に参考になっているところなんですけど、まず初日の9月5日の本会議でお尋ねをしたことがまだすっきり回答が来てないと思っているんですけど。

今度の債務負担行為の補正にもきちっと書いてあるように、最終のもう全部文は読みませんけど、最終償還期限到来ということを債務負担行為の期間では書いてあるんですよね。最終期限、償還期限。

しかし、8月28日に全員協議会をした中で提出された資料2件、それこそ損失補償に関わる平成6年の分と平成24年の分には、借入最終年度、無期限となっているんですよ、期限なし。無期限って言ったら、我々素人考えでは、期限がないわけだからもうずっと永遠にとは言いませんけど、ずっと借入れができるというふうに理解するんですけどね。この違いは何ですかね。

○農政課参事（中村俊彦） 今回の補正にありますのは運転資金の債務負担を申入れしているところですけれども、無期限につきましては、まず同センターの経営の特性といいますか、経営の中で、やはり現金確保して不測の事態を招くおそれがあることから、そういう現金確保という意味での運転資金の無期限としているところでございます。

○6番（立石幸徳） ちょっと答弁が的を射たような感じになっていないんですよね。損失補償の契約書も出してもらっていますけどね。借入れをするのに、返済期限はないんですよって言われたら、実におかしな借入れじゃないんですか。

返済期限というのを定めないと、特にこの損失補償というと、最終的にこの南九州市議会の昨日の決議も議会のほうから資料を出していますけどね。

損失補償に関わるものは、最終的には市民負担になっていくんですよ。損失補償という事態が発生したときにですよ。

市民は、無期限について言われたらもうずっといつ負担をせんといかんかという負い目というか、続していくことになりますよ。

この資料に、議案書じやないですよ、資料に無期限と書いているということは、もうずっと借りつ放しっていう意味なんですかね。

○副市長（本田親行） 4ページの第2表にあります最終償還期限というのは、おっしゃるように借入れを行うと返済期限がございます。短期借入金なので、1年以内に返済するよう…

（「長期ですよ、全部」と言う者あり）。

今回については、短期借入れに対する損失補償のお願いをしているところでございますので。

（「それがどこに出ているんですか、途中ですけども」と言う者あり）

運転資金ですので、短期で借り入れるということで、償還期限というのは借入れを行ったときに当然ございます。借入れを行えば、いつまでに返済するという期限はございます。この無期限というのは償還期限のことではなくて、1億円の範囲内で5,000万円を借りたとします。そうすると、まだ5,000万円の借入枠があるという話で、1億円の枠内で借りられる期間ですね、有効期間という言葉が正しいのかどうかは分かりませんけれども、1億円の範囲内であれば、残高がですね、例えば7,000万円残高があるとすれば、あと3,000万円を借り入れる余裕があると、その借入期間が無期限ということで資料にもございますように令和6年度に債務保証を行った分についても昨年度借入れを行ったとか、繰り返しになりますけども、借入が有効となる期間が無期限であるといったことでございますので、償還期限は当然借り入れればいつまで償還しないといけないというのは設定されますので、契約の中で、当然あるわけで、借入れを行った際にですね。この無期限というのは、借入が有効となる期間ということで御理解いただければと思います。

○6番（立石幸徳） 後段のほうの副市長の説明は幾らか理解できるんですけどね。

この資料は借入最終年度って書いてあるんですよ、1番の表題が。私は今まで担当課と聞き取りをする中で、大体副市長が今言われたような状況というのは分かっているつもりですよ。ただ、今初めて説明したんですよ、この市議会では。今副市長が言われたようなことはですね。どこにもそういうことも書いてもない。具体的に後でまた借入金の返済のことも資料は出ていますのね、それに基づいて聞きますけどね。

その前にですね、なぜ最終期限にこだわるかというと、この第三セクターへの行政の対応の仕方、具体的に私はここに初日本会議でもお尋ねしました平成30年2月20日の総務省通達を持ってきていますけどね。総務省通達がその前にも出ていますよ、この三セクに対するいろんな指針、策定せよ。その中で一番私が強烈に記憶しているのは、本市のお魚センターが、かつては役員個人の債務保証ということですーっと対応してきたのを平成24年にお魚センターに損失補償を導入するということで、相当すったもんだしたんですね。なぜすったもんだしたかというと、総務省指針は、三セクへの損失補償はするなという通達が出たんですよ。総務省の三セクへの損失補償をするなという、通達は確認しているんですかね。

○農政課参事（中村俊彦） 木材加工センターから損失補償のお話があったときに、3市で委員会等で検討しまして、そういうたまづ指針がありますと、そういう内容ちゃんと説明して、今まで3市で検討会をしてきているところでございます。

○6番（立石幸徳） 再確認しますけど、そうすっと、今度の木材加工センターの損失補償に当たっても、本市を含めた3市で総務省通達、損失補償はするなという指針は、確認した上で取り組んだと、こういう理解でいいですか。

○農政課参事（中村俊彦） そういうたつ確認をしながら、3市で検討をしてきたところでございます。

○副市長（本田親行） 6番委員がおっしゃる通達というのが第三セクター等の経営健全化等に関する方針ということでございましたら、確認といいますか、これをもとに三セクへの対応を行っているところですけども、指針の中には、地方公共団体が、第三セクター等に対して公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではないという記載がございます。そこは確認しております。

しかしながら、三セクの財政支援につきましては長期貸付けであるとか、出資であるとか、短期貸付けとか、いろんな財政支援の在り方があるんですけども、他の方策による公的支援では対応が困難であるなど、真にやむを得ず損失補償を行う場合には、あらかじめそういう状況を

議会であるとか市民に対して説明を行いなさいというような内容だと理解しております。

なので、ただいま6番委員がおっしゃったことにつきましては、3市の中で真にやむを得ない事情を確認を行うようにということで私のほうも指示をいたしまして、3市の中で協議がなされたものでございます。

○6番（立石幸徳） 別な方策を検討したかどうかはまた聞きますよ。全然別な方策、どんな方策を検討したかまだ一つも出ていないんですよ。ですからそれはまた聞きます。ここでは聞きません。また時間がかかりますのでね。

そこで、その3市が総務省から損失補償をするべきではないという指針も踏まえた中で、あえてこの損失補償をまた今回取り組むというね、今度の過程ですよ。今回の木材センターの株主総会は、5月26日に開かれております。そして、その後、まず会社のほうから木材センターのほうからですよ、3市に今度、損失補償1億円をお願いしたいと申入れがあったのはいつですか。

○副委員長（下竹芳郎） 6番委員、あしたの参考人招致で……（「これは行政のことですよ、我が市のことですがね。申入れを受けた日はいつかって聞いていますよ。参考人に聞くような話でもないですよ、聞いても構わんけども」と言う者あり）

○農政課参事（中村俊彦） 同センターで、運営委員会、取締役会が年3回ほどあります。

その中で、まず最初に聞いたのが令和7年3月でございました。その中で、まだ詳細ではなかったんですが、そういった内容もあるというようなことで、その後、先ほどから申しました検討会を繰り返しまして、回数でいきますと9回ほど打合せをやりまして、そのようなことになったところでございます。

○6番（立石幸徳） 先ほど私が申し上げたように、今度の第33期の株主総会は5月26日なんですよ。その総会2か月前に会社の運営委員会では、資金的ないろんな話がなされて、3市へもそういった状況は一応の報告はあったと、こういう確認でいいんですかね。

○農政課参事（中村俊彦） その運営委員会の中で、そういった話がありまして、詳細ではなかったんですけどありました。

○6番（立石幸徳） いや私どもはですね、初日本会議でも明確に答弁があったように、この関係3市でしっかりと検討がなされた上で、こうして提案が来ているというふうに考えますのでね、今経過を聞いているんですよ。

詳細にあったとか、なかったとかいうより、最初の3月の説明はどういう説明だったんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 木材加工センターの運営委員会で、そこで、6年度の決算が結構赤字が出まして、そういった中で、そういう話がございました。

そこでも、まず総務省のそういった第三セクターに対しての指針もあるということで3市で協議しまして、これはまず協議を3市で進めないといけないというような話までになりました。

○6番（立石幸徳） 損失補償となったら3市で協議するのはもう当然じゃないですか。

要は、先ほど副市長からもあった他の方策ですね、損失補償じゃなくて、別な形でこの資金不足なり、いろんな経営改善をやるというそういった検討がどうだったのかというのをお聞きしたいんですよ。ほかの検討策としてはどういうのが上がったんですか。

○農政課参事（中村俊彦） まず、過去に損失補償をやっておりましたので、そういった話からありますて、検討としましては、まず損失補償、同センターでの独自の借入れはできないものかと、銀行にですね。その辺も話をしました。融資機関につきましては、やはりそういった保証についてはなかなか厳しいというようなことで、このような3市の損失補償になったんですけども、そういった中で、今回の損失補償の流れとなったところでございます。

○6番（立石幸徳） ほかの方策というのは全然分からないんですけどね、独自にとか。つまり私どもがこうしてしつこく聞いているのは、木材センターの経営に全然関係のない責任がない市民負担になることが懸念されるから聞いているんですよ。

会社の経営責任に当たる方々がですよ、簡単にと言うと語弊があるかもしれませんけど、すぐ市民に負担を及ぼすような方策っていうのが、なぜ出てくるものか、我々はまた説明責任がありますからね。その他の方策っていうのはどういうのがあったか、もうちょっと明確にしてくださいよ。

○農政課参事（中村俊彦） 先ほど言いました融資機関への相談、そういういたものですね。今のところそういう検討はしたところですけれども、損失補償、債務保証、そういういたのもあると検討はしております。

○6番（立石幸徳） 具体的にですね、他の方策の中で、融資機関に相談したと、損失補償じゃなくてですよ、その事実を明らかにしてください。

○農政課参事（中村俊彦） 融資機関への相談になりますと、同センター及び南九州市のほうから相談しておりますので、その辺はまだ確認をしているところです。

○6番（立石幸徳） これはあしたの参考人にも伺うつもりですけどね。要するに、今説明を聞いていると、他の方策を検討したような感じじゃないですよ、私に言わせると。

検討したんであれば、ちゃんと我々が納得できるような対応をしたということをちゃんと説明してくださいよ。

○副市長（本田親行） 再度になりますが、経緯を申し上げたいと思います。

運営委員会等で損失補償等をお願いしなければならない、厳しい経営状況等であるという説明は、3月の運営委員会等でなされたということでございます。私、役員でもないんですけども、市長が取締役ということで5月19日の本年第1回の取締役会に市長代理として出席いたしました。その際、損失補償をお願いして借り入れなければ厳しい状況であるというような説明もございました。

その際、私の発言といったしまして、6番委員からありましたように、損失補償というのは基本的に行うべきではないと。行う際には、他の方策を検討したり、真にやむを得ない事情、そういったことがなければ難しいということを発言いたしました。

その中で、要望といったしまして、財政担当課も含めた出資3団体の協議を行わせてくれということで意見を申しました。

それを受けまして、3市の財政担当課も含めた中で、2回協議を行っております。その中で、真にやむを得ない理由を整理したと思っております。

○6番（立石幸徳） 真にやむを得ないというのがですね、私には全然届いていないんですよね、はつきり申し上げて。あしたの参考人にも聞いてもいいんですけども、この借入金の明細資料を、返済のですよ、これも提出をいただいているが、先ほど副市長からあった短期借入の借入れのやり方ですね、令和5年に短期借入金7,000万円実行していますね。

昨年、令和6年度は1億5,000万円の短期借入れをしているんですよ。しかしこれは、残高のほうは借入れただけの金額になっているんで、その間、5年度に借りた分は、6年度には精算といいましょうか、返済があったというふうに、この資料からは理解するんですけどね。

そうしますと、この短期借入れというのはどういうやり方をしているんですか、具体的に。いつ借りて、いつ返すようになっているんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 短期借入れにつきましては、1年以内に返済というふうに聞いております。

○6番（立石幸徳） 借入れを起こすのにですよ、1年以内とか、借入れですから、返す期日は定めてないんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 短期借入れにつきましては、1年以内に借りて返すというやり方なんですが、今回は、同センターのこの過去に借りた枠の中で、枠内ですね、借りて返してというのをやっていくところでございます。

○6番（立石幸徳） 枠内ってということで、非常に曖昧な説明をされますけど、短期借入であっても、きちんと金融機関とはしっかりと貸借の契約を取り交わすんじゃないんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 令和4年につきましては、期首残高で5,000万円あります。それを8月に5,000万円をまた借りて返すというような流れでございます。返して借りるというような流れです。それがまた期末残高で5,000万円、また5年度にまた期首残高で5,000万円残ります。

それでまた、5年度についてはまた2,000万円借りて、2,000万円増えて、7,000万円のまた期末残高とそういう返して借りてというような流れで行っているところであります。

○副市長（本田親行） 6番委員からのお尋ねですけれども、6番委員がおっしゃるように、借り入れが行われれば、約定と申しますか当然契約、私直接確認しておりませんけれども、借り入れを行えばいつまでに戻せというような契約っていうのは、一般的にあると考えております。

それがゆえに、今回の損失補償につきましても最終償還期限が到来してから10か月の期間が満了し、補償の履行日として指定する日までに市が損失補償をする形になるわけで、こういったことからも考えても、当然、契約、約定日というのはあると思いますので、それも今ちょっと担当課のほうで確認いたしまして、答弁させていただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 確認って今頃ですよ、皆さん方は先月全員協議会もしているんですよ。

私どもはいまだにですね、この資金がどういうことで必要になっているのか、金額もですね、なぜ1億円なのか、さっきから短期借入、短期借入ということで、どういう借り入れをしているかもさっぱり分からん。

つまり、令和5年度にさっき言った短期借入5,000万円ですね、6年度は1億5,000万円です。

そして今度は、7年度の本年度はまた損失補償で今度は1億円っていうそういう企業というのが、私は一般的に考えて、毎年度毎年度1億円前後の金を、短期であろうが長期であろうが借りていくことができますね、いまだに理解できないんですよ。

○副市長（本田親行） 資金の運用についてはこれまで申しておりますけれども、製材業は仕入れの期間から販売の期間までが長期間を要する営業循環が長いということから、運転資金を借りて、おっしゃるように7,000万円借りた、1億5,000万円借りたっていうのはそのまま返済なしにずっと残高として残っているということではなくて、販売があったときとか、売上げ、またそういった際に償還もして、1年以内でつなぎの資金として借りているということであって、借りた残高がずっと残っているということではないということで理解いただきたいと思います。

○農政課参事（中村俊彦） ここ2年ぐらい赤字が続きまして、それまでは、やはりそういったやりくりをしながら、ある程度の残高、債務残高できていました。

ここ2年ぐらい赤字が続いて、ちょっと残高が増えていますけれども、今までこういう計画的に返済はてきております。確かにこの二、三年赤字が続きまして、そこでちょっと財務が…。

○6番（立石幸徳） 先ほど副市長が言ったように、きっと整理整頓をして、休憩後にちゃんと説明をいただいてからまたお尋ねをさせていただきます。

○副委員長（下竹芳郎） ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○副委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

○9番（禰占通男） この借り入れの損失補償とかそれにも我々がもらった資料にもこの借り入れて返済までの期日、期限がないんですよね、どこを見ても。ただ、今日もらった部分も返済期限の到来後10か月ってこういう説明しかないんだけど、銀行さんはそんなに柔らかいですか。

○副市長（本田親行） 今9番委員がおっしゃったことについては、損失補償の予算書に記載されております期間のところの記載の内容だと思います。

償還期限が到来しても、返済がない場合のという意味の記載でございます。

当然、先ほども申しましたけれども、借入れを行えば、いつ借りていつまでに返すといったような契約であったり、約定っていうのがあるというのが当たり前でしょうから、そこについては、先ほど申しましたように、担当課のほうから、例えばですけども、何年度に借り入れた5,000万円については、いつ借り入れて、いつが期限であったといったことを答弁させたいと思います。

○9番（禰占通男） 今回も6年度部分、二、三年、結局、経営が芳しくなかったということでお1億円貸してくださいといったら、それも今年度のこの議会で通ったとしても、いついつからいつまでにして、10か月が到来するのかしないのか、そこら辺まで示さないと、運営というのは難しいんじゃないですか。

○農政課参事（中村俊彦） 先ほどから説明不足だったんですけれども、この短期借入につきまして、先ほどの表の説明をさせてください。

令和4年に期首残高5,000万円、これは8月15日に返済しております。同じく、また8月15日に借入れをしております。そのまた残高が5,000万円、それがまた5年度の期首残高となり5,000万円ですね。それで、6月22日に2,000万円借りております。

期首残高と2,000万円で7,000万円、これを8月15日に返して、また8月15日に借りております。これでまた期末残高が7,000万円。この7,000万円が6年度にまた期首残高となりまして、それで、また今度は6月19日に5,000万円借りております。

これで借りまして、この期首残高の7,000万円と足して1億2,000万円、これをまた8月15日に返済しております。さらに15日に借入れをして、またさらに12月18日に3,000万円借りております。

ここで期末残高が1億5,000万円となっているところでございます。

○9番（禰占通男） 今参事がおっしゃるように、6月借りて8月返済というその期日がないということ、我々としては。

あなた方はその運営で短期間であれば、枠内であればと今副市長も言ったけど、それで運営しているのはいいだろうけど、そしたら、外部の人が、今我々も資料をもらってそれを見たって、今、参事が説明したことは分からぬわけでしょう。計算の紙面上には出てこないということですか。返済明細とか帳簿には出てくるだろうけど、それを外部には出さんわけでしょう。

ただでさえですよ、日本の企業の株式会社は、もうかり過ぎて内部留保をため込んでっていうそういう批判ですよね。

木材センターは内部留保金があるのかということですよ、私が聞きたいのは。留保金があれば赤字のときは使えますよね、設備投資。それ以外は使えないでしょう、従業員の給料を上げるとか。福利厚生に使いましょうとかそれはできないと思いますよ。

だから、赤字と設備投資にはいいけど、結局は留保資金っていうのは株主に行くわけでしょう、今度はもう下手すると。もうけるのはお金を持っている人だけがもうかっていく仕組みで、今それを私は言っているんですよ。

だから借入れをやつたら、あなた方は分かっていても、あした借り入れて、1か月後か1年後かに返しますよ、それを損失補償してもらえませんかと。違約金は10か月たつたってこんだけですよって、やっぱりそれだと思うんですけど、どうなんですか、その点については。

○農政課参事（中村俊彦） 議員がおっしゃるとおりに、そういう流れで経営のほうはやっていいると思います。それで、聞いたところによりますと、当座貸越という銀行と契約をしておりまして、やはりそういうやり方でやっていると聞いているところでございます。

○9番（禰占通男） 総務文教で昨日だったっけ、ちょっといろいろ話もしたところ、12番委員から根抵当という言葉も出てきたんだけど、実際、根抵当はもう駄目ですよね。国のほうから、結局元を取れないということで、今禁止になっていると思うんですよ。今あなた方がやっている

ことは根抵当とほとんど変わらんですよ。

今副市長が言ったように、10億円の枠を設けて、その中で貸して、返済もらうとその方式ですよ。仕入れと販売する人が、結局その中で利益のほうから返して、それをずっと登記して、その中でやるならいいですよということ。そうすると税控除とかが物すごく有利だということで、一時ほとんど商売にはそれをやってきたわけでしょう。

連鎖倒産ってなるとそれが全部引きずっていくんです。全く内容を聞いているとそういう取引だなあと思って、銀行とのね。だったら、やはりそこら辺も改善すべき。あなた方は分かっているけど、私なんかは全然分からない。

それとあと経営についていろいろあるんですけど、それはセンター長が来てからの話で、できればそのときに執行部の皆さんにも出席をしてもらいたい。

私も知っている限りのことを木材加工センター長に聞きますけど、それで、センター長が答えられない分は答えてもらわないと約90分という時間を一応お願いしました。

その中で終わるかどうか私は分からないので、監査役が来てくれれば一番いいんだけど、監査役は何か忙しくて来られないということだったら、やはり株主が答えるしかないのかなと思っています。

○10番（平田るり子） 今回の木材センターのことに関しては、先ほども副市長がおっしゃられたとおりに、市民にどうやってお伝えするのかというところが重要だと思います。銀行というのはそもそも担保があればどんどん貸すですから。

そして、その担保が市民の税金となったら、これはもう安心なので、どんどんこれは貸すと思います。そういう中で、市民の税金が担保になるというところをですね、そういったところはきちんと私たち説明をする責任があると思いますので、それはもう執行部も同じだと思います。

ですから、今回の南薩木材加工センターについては、事業の必要性、この事業がどうして必要なのかというところから始まって、そして財政負担の実態、そして経営改善の方向性、そこを明確にして、約束して、そして、同意というところまでと一緒にですね、執行部の皆さんにあれこれ聞いても、もうこれはもう答えられない部分も多いので、ちょっと私たちも攻撃的になってしましましたけど何かやっぱり聞くところがないので、これは一緒になって市民に説明をするというところの責任を一緒に担っていきたいと思います。

そして、株主総会資料の最後のところの2025年の収入予算（案）っていうところがあります、16ページ。第33期2025年度の16ページですね。ここのその他の部分が物すごく金額が多いんですが、ここは明確になってないんですが、ここは分からないですね、分からないなら、あしたちよつと説明を聞きたいと思いますけれども、何か情報があれば教えていただければと。

○農政課参事（中村俊彦） 詳細には分からないので、あした相談して回答したいと思います。

○6番（立石幸徳） この木材加工センターの経営に責任もあり、そして当然、一番事情に詳しい参考人があした来ますので、それはそれで聞きますけど、私が初日本会議もちょっと触れました。例えば第三セクターの経営状況が債務超過、あるいは実質的に、債務超過と思われる法人、ここについては、会社企業自体が、経営改善計画というんじやなくて、三セクに出資をしている自治体でもって経営健全化方針をつくるようになっているんですよ。これが総務省の指針なんです。

一般的には経営をやっているところが経営改善計画を作るのはもう当然ですよ。しかし、三セクが非常に厳しいおかしな状況になっているときは、自治体でもって経営健全化方針をつくる。これが総務省の通達ですよ、さっき言った平成30年の2月20日。

そこまでなぜするか、それは市民負担という本当に経営に全然関係のない市民が、そういう第三セクターのいろんな赤字なりですね、負担をなぜしなきゃならんかっちゅうのは当然問われるからですよ。

そういう立場からいくとまだ今度1億円の債務負担行為で損失補償する。ただこれまでのいろんな状況は説明は受けましたけど、この1億円なぜ足りないのか、この点については、3つの市では一応、今の状況では1億円足りないという判断になってきたんですか。

その根拠をはっきり答弁してください。

○農政課参事（中村俊彦） 1億円の根拠につきましては、近年の赤字も続いたこともありますけれども、今の機械設備の老朽化、これが新設しましてから14年経過しております。

そういうものの故障の増加、電子部品関係の廃盤とかモーター等のモデルチェンジ等によって部品も調達も困難になっているというような傾向もありまして、そういう修繕費や資材費の物価高騰による費用も見込んだ額と聞いております。

○6番（立石幸徳） 今説明にあった修繕費とかいろいろ、その辺はきちんと試算をして積み上げた根拠による資料は出されているんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 今提出した資料に掲載があるか確認が取れてないところです。その額についてですね。

○6番（立石幸徳） いやおかしいですよ。資料なんかを提出しなくても、執行部の皆さん方のほうはですよ、市は、市民に1億円を損失補償していただきたいという市民提案をしているわけですよ。なぜ1億円かと聞いているわけですよ。その修繕費が幾らで、物価高騰で幾らでちゃんと示すべきじゃないんですか。

○農政課参事（中村俊彦） そういう内容で私たちも聞いておりますので、また明日の会議の中で確認をしたいと思います。

○6番（立石幸徳） 確認する話じゃないんですよ、それは資料をそういうちゃんと積算というか、積み上げたものはあるのかどうかをはっきりして、なければそれを出してくださいよ。

我々は大体1億円ばかり足らんどなあと、これで何とか経営がと、よくなればというような、大概の話じゃないんじゃないですか。それはね、聞いても答えが出ませんから。

もう一つ、これも初日本会議にお尋ねしましたけど、先ほど休憩前からですよ、資金不足になればいつでも自由に返済期限とかそういうのはお構いなく借り入れができる。それでもって運転資金というか資金を回転していくっていうやり方ですね、一般的には企業、会社はちゃんと返済期限というものがあって、借りた金は、その期限までに本当に汗水垂らして何とか返さんといかんということで経営努力をするわけですよ。

こんないつでも自由に杵さえあれば、その分は借りられますよと、実際そういうことをやってきているわけですね。そういうことで、私は会社が立ち直る、改善するとは思わんですけどね。そういったことは3市ではセンターのほうには申入れとか何かされていないんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 確かにそういう無期限でやる中で、今後の経営改善策というものを3市で検討したところでございますので、その中でいいますと、やはり例をとりますと木材の歩留りとか最近悪化しておりますので、その辺を社内でも検討を進めながらやっていくと。運営につきましても、そういうもろもろですね、といった話はしてきているところでございます。

○6番（立石幸徳） はっきり言って答弁になっていないんですよね。具体的にもう少し、あしたの参考人への聴き取りでまたいろいろとはっきりする面もありますけど。

直近の第33期ですね、4,981万2,000円の赤字となっているんですけど、決算書ですよ。

○副委員長（下竹芳郎） 決算書の何ページでしょうか。

○6番（立石幸徳） 最後に出ていますよ、事業報告で。6年度決算は4,981万2,000円の赤字はもうあちこち書かれているわけですよ。先月もらった資料にも出ているじゃないですか。それで、そのことを何ページとかあえて言いません。

この6年度決算においては、事業報告で減価償却費を繰延べしていると書いていますよ。償却していない。これは幾らですか。

○農政課参事（中村俊彦） 額につきましてはちょっと今分かりかねますので、またあした回答したいと思います。

○6番（立石幸徳） いや皆さん方は5月26日でしたか、株主総会で事業報告も受けているわけですね。当然、私たち市民以上にこの事業報告も目を通してはいるはずですよ。私どもはこの事業報告を見たのはつい数日前ですよ。そこに明確に記載しているわけですから、その額について記載しとて、実際の赤字額とは違ってきてているっていうことを分かった上で、しっかりと繰延べした額ぐらい確認すべきじゃないんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 今、提出資料の経営改善書で出している分があります。エクセルの表なんんですけど、この一番最後のナンバー5がありますけれども、これの中段辺りに減価償却費という欄がございます。加工費の下ですね。

ここで2021年から2023年が3,300万円程度、2024年度が1,200万円程度となりますので、約この差額が繰延べじゃないかなと思います。

○6番（立石幸徳） まだお尋ねしたいことはもう本当に山ほどあります。

でも、この件だけですね、ずっといろいろ当局の答弁をいただくよりまた、参考人を含めて、今後の計画も売上げは33期は7億4,400万円、来年度は、8,000万円ぐらい売上げた形の8億2,600万円の売上げ計画になっているわけですよ。これ事業計画ですよ。

今度5月の株主総会で出された来年何で8,000万円も売上げが伸びるんだと。伸びたら1億円どころじゃないですよ。数千万円の借入れで済むんじゃないですか。

そういうた事業計画についてもですね、株主総会でしっかりとチェックされてきているのか。事業計画については今後のことですので、また参考人にもお尋ねしようと思つてますんで、この木材センターについてのお尋ねは、私は保留をさせていただきます。

○副委員長（下竹芳郎） 先ほど立石委員が言った今回借入れの1億円足らない根拠の資料というものは出せるんですか。

○農政課参事（中村俊彦） 同センターのほうに確認をしてみたいと思います。

○副委員長（下竹芳郎） 分かりました。

○3番（辻本貴志） 末尾資料の5障害者自立支援給付費についてですが、これはどこかのサービスの利用者が増えての補正になりますか。

○福祉課長（平塚孝三） 今回の障害者自立支援給付費の補正につきましては、補装具給付費、障害者の失われた部位でありますとか、障害のある部分を補うために交付及び修理費の支援を行う費用の補正でございます。

当初ですね、補装具給付費を757万円予算で措置しておりますけれども、今回の補装具の要望というのが今660万円程度来ているところです。

今年度の見込みを算定いたしまして、その不足額324万6,000円の補正をお願いするものでございます。

この324万6,000円につきましては、国の補助が162万3,000円、それと県の補助金が81万1,000円ということで、一般財源が81万2,000円となっているところでございます。

○4番（上迫正幸） 予算書の22ページ、土木費の中で、地区道舗装等補助、補助する公民館数を教えてください。

○建設課長（神浦正純） お尋ねの地区道舗装等補助金につきましては、いわゆる地区道に対する舗装工事や改修工事、それから排水路工事などを実施するときに公民館等に補助するものであります、今年度の7月末時点では、交付決定が5地区既にあります。

ほぼ当初予算を10万円程度残すのみで、公民館数としましては5公民館ということになっています。

今回補正をお願いするのは、ほかの公民館から要望があるんですが、現時点では8公民館、把握

しているところです。その分の補正をお願いするものでございます。

○4番（上迫正幸） これは年次的に計画していた、災害とは関係なしに補助をするもんですか。

○建設課長（神浦正純） これは特に災害というわけではなく、公民館が地区道等の整備を計画している、そういういた事業になります。

○4番（上迫正幸） 公民館からの要請ということですが、申し込む場合の手順はどうなりますかね。

○建設課長（神浦正純） 手順といたしましては、通常の補助金交付の手続のとおりでございまして、交付申請をしていただいて、各公民館でその工事に関する見積書等と一緒に添付していただいて、その申請書等をこちらのほうで精査いたしまして、妥当なものについて交付決定をするというような流れになっております。

○4番（上迫正幸） 最後に補助率をお願いします。

○建設課長（神浦正純） 令和5年度までは50%でございましたが、各公民館から要望が多数あったということで、令和6年度から70%に引き上げております。

○副委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で、議案第58号令和7年度枕崎市一般会計補正予算（第3号）の審査を保留といたします。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時23分	休憩
午前11時26分	再開

#### △議案第59号 令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○副委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第59号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康・こども課長（鮫島真一） 議案第59号令和7年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、概略申し上げます。

予算書末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,083万2,000円を追加し、予算総額を31億7,894万5,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

補正の内容は、償還金及び還付加算金につきましては、令和6年度精算に伴う国県特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納金261万2,000円と、保険者努力支援交付金の精算返納金が29万8,000円、保険給付費等交付金の精算返納金1,792万2,000円の合計2,083万2,000円の増額です。

以上の財源として、繰越金1,433万3,000円、国民健康保険税649万9,000円、国庫支出金83万1,000円の増額、他会計繰入金83万1,000円の減額で措置いたしました。

国民健康保険税につきましては、税務課長から御説明いたします。

○税務課長（福永賢一） 私からは、国民健康保険税について申し上げます。

予算書の4ページを御覧ください。

現年課税分は予算書には出てきませんけれども、当初予算3億9,545万6,000円に対し、補正後4億0,195万5,000円で、1.6%、649万9,000円の増額となっております。

現年課税分、滞納繰越分を合計した予算全体は、予算書に記載しておりますとおり、当初予算4億0,539万1,000円に対し、補正後予算を1.6%、649万9,000円増額の4億1,189万円といたします。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○副委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いします。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

### △議案第60号 令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○副委員長（下竹芳郎） 次に、議案第60号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 議案第60号令和7年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、概略申し上げます。

予算書末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ431万5,000円を追加し、予算総額を4億6,355万1,000円にしようとするもので、当初予算より0.9%の伸びとなります。

補正の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年度分保険料精算に伴う344万4,000円の増額です。

繰出金につきましては、令和6年度精算に伴う一般会計繰出金84万5,000円の増額です。

以上の財源として、繰越金428万7,000円、国庫支出金99万円、後期高齢者医療広域連合交付金72万円、諸収入2,000円の増額と、繰入金168万4,000円の減額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○副委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いします。

○6番（立石幸徳） 予算に直接というより、後期高齢の被保険者の負担ですかね。

これは10月から何か変更があるんですかね、どうなっているんですかね。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 経過措置と申し上げてよろしいかちょっとはつきりしない部分がございますが、経過措置で2割の負担の方がいらっしゃいましたが、9月末で経過措置のほうが終了しまして、10月からは3割負担になる方がいらっしゃいます。（令和7年9月12日予算特別委員会記録18ページに訂正発言あり）

○6番（立石幸徳） もうちょっと確認ですけど、今まで経過措置だったけど10月からは幾らになるんですか、2割負担ということですか。

○健康・こども課長（鮫島眞一） 2割負担から3割負担に。（令和7年9月12日予算特別委員会記録18ページに訂正発言あり）

○6番（立石幸徳） 了解しました。

○副委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時35分 再開

### △議案第61号 令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○副委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第61号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○長寿介護課長（川野優治） 議案第61号令和7年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,317万5,000円を追加し、予算総額を30億8,600万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し、約7.8%の伸びとなります。

補正の内容は、令和6年度の実績確定に伴う精算分として、介護給付費負担金等返納金1億3,607万9,000円、介護給付費準備基金積立金5,891万9,000円、一般会計繰出金2,817万7,000円の増額のほか、高額医療合算介護サービス費60万円の増額及び、特定入所者介護サービス費60万円の減額であります。

以上の財源として、繰越金2億2,317万5,000円、国庫支出金3万円の増と、県支出金3万円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○副委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いします。

○10番（平田るり子） 介護保険については、これは一般質問でもありましたように、全国でも逼迫しているという状況が問題があります。今回の補正とは少し離れるんですが、枕崎も同じような状況だと思います。

介護の主な問題は持続可能と、そして人材問題、滞納問題もありますけど、これはもうやむを得なく補填されるところがあるので、これを全体的に見たとしたら、どうやって改善をする、どこを改善していくべきだっていう何か提案、考えとかがありますか。

○長寿介護課長（川野優治） 介護保険料の滞納に関する部分でしょうか。

○10番（平田るり子） その点に関しては、結局はもうやむを得なく補填されることになっていますよね。そこにはつきりお願いします。滞納の部分と、あと改善点をお願いします。

○長寿介護課長（川野優治） 介護保険料につきましては時効というものは2年でありますので、その期間内に極力、収納しているところとは思っておりますが、収入や資産の関係であったり、介護保険料の支払いが困難な方も中にはいらっしゃいますので、そこについてはその辺の被保険者の状況をしっかりと把握して、収納につなげていきたいとは思っているところです。

○副委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

### △議案第62号 令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○副委員長（下竹芳郎） 再開いたします。

次に、議案第62号令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（今給黎仁） 議案第62号令和7年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正是、水道課で使用している公用携帯電話のうち2台がテレビ放送受信可能な機種であり、これらに係るNHK受信料未契約の支払いに対する収益的支出を補正するものです。

また、令和6年度決算に伴い、資本的収入額が支出額に対し不足する額の補填財源の内訳を変更するものです。

第2条第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出を12万1,000円増額し、合計で4億1,071万1,000円にしようとするもので、当初予定額4億1,059万円に対し、0.03%の増となります。

なお、税抜きの純利益は、243万2,000円で、当初予定額255万3,000円に対し12万1,000円の減で率にして4.74%の減となります。

第3条資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し、不足する額2億2,777万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金88万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,466万円、建設改良積立金7,100万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,123万2,000円で補填します。

以上、概略説明いたしましたが、よろしく御審議くださいますようお願いします。

○副委員長（下竹芳郎） それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） NHKの受信料の2台分ですか。アプリは搭載されていたっつちゅうことですか、それともダウンロードしてついたということですか。

○水道課長（今給黎仁） この携帯電話の機種に関しては、当初から入っている機種だったということを、それをこちらのほうが確認をしていなかったということでございます。

○9番（禰占通男） 今このカーナビとか、枕崎市の公用車もだったんですけど、販売しているものよりも、登載されて、それを使おうが使わないがそれは関係なく今あっちこっちで未納ということにしていますけど、私はそれおかしいと思うんですよね、そこがね。

NHKの受信のあれには機材を持っていたら、もうそれでNHKの受信料を払わないといけないという。私も議員の中から、テレビでも今NHKを見られない機種があるということを初めて聞きまして、今後はそれはもう破棄したのか、それともアプリとかそら辺を網か何かをかけたっつちゅうことですか。

○水道課長（今給黎仁） 現在使用している携帯電話から電話受信機能のない機種への変更を一応検討はしたところだったんですが、携帯機種代が高いということで、機種変更せずに、NHK受信料を払い続けたほうが費用負担が少なくなるということから、当面はそのままで使用することを考えているところでございます。

○副委員長（下竹芳郎） ほかにありませんか。——ないようなので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第62号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○副委員長（下竹芳郎） 異議もありませんので、議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午前11時47分 散会